

「OSAKA イノベーションデータラボ 2026(仮称)」企画運営等業務に係る質問事項

No	該当資料	項目	質問内容 ※質問票から一部軽微な修正あり	回答
1	公募要領	4.応募の 手続き (2)応募書 類	企画提案書のファイル形式の指定の有無について。	企画提案書のファイル形式について、特段の制限を設けていないが、紙媒体(正本・副本)の提出に加え、電子媒体(CD-R等)による電子データの提出を求めていることから、内容の確認に支障のない汎用的な形式を用いる等、適切に企画提案書を作成されたい。
2	公募要領	4.応募の 手続き (2)応募書 類	企画提案書のページ数の上限の有無について。	企画提案書のページ上限については、特段の制限を設けていない。
3	公募要領	6.審査の 方法 (1)審査方 法 イ	プレゼンテーション審査の実施時間(所要時間)について	プレゼンテーション審査の詳細な実施時間等については、書類審査の結果と併せて、対象者に電子メールにて通知を行う予定である。

4	仕様書	5.事業内容及び提案を求める事項 (2)データラボ運営① 委託内容	成果発表会における外部審査員の人数(上限・下限および想定規模)の有無について。	外部審査員の人数については、現時点で特段の制限を設けていない。審査会の実効性や運営の円滑さを考慮した適切な人数構成を考慮して、本要領の趣旨を踏まえて提案されたい。なお、外部の専門家・有識者で構成する審査会を設置することについては、本件においては必須とする。昨年のプログラムでは5名の外部審査員による審査会が設置された。
5	仕様書	5.事業内容及び提案を求める事項 (1)データラボ企画・設計①委託内容	「学生版ハッカソン」において求める最終的な成果(社会実装・政策活用まで含むか、またはアイデア・プロトタイプ重視か)について。	「学生版ハッカソン」においては、データ利活用による社会課題解決の意義や具体的な方法を学ぶ機会を設けることとしている。このため、学生の視点による「アイデアの斬新さやプロトタイプ提示」に重点を置く。なお、「実証実験を通じた社会実装・政策活用」をゴールとして目標設定可能な学生の参加者に対しては、その限りではない。
6	仕様書	5.事業内容及び提案を求める事項 (2)データラボ企画・設計①委託内容	本事業における「学生」の対象範囲(大学生に限定するか、高専・専門学校生等を含むか)について。	「学生」の対象範囲は、大学生(学部生・院生)に加え、専門職大学生を想定している。

7	仕様書	2. 目的及び事業概要	「PoC から実装への発展」における成功基準(成果物の内容)および重視する方向性について。	「PoC から実装への発展」に関する成功基準や具体的な成果物のイメージについては、現時点で特段の条件を設けていない。ただし、将来的な社会実装や政策活用につながるプロトタイプ開発や、実証を通じた検証結果の創出を、本件においては必須とする。事業の成果目標(活用促進の到達点等)の設定については、提案者の創意工夫によるものとし、本要領の趣旨を踏まえ提案されたい。なお、実装に向けた中長期的なロードマップの策定までを参加者に求める提案を妨げるものではない。
8	仕様書	2. 目的及び事業概要	実装段階において府が期待するインパクトの優先順位(政策課題解決や新規ビジネス創出等)について。	本事業では、「公開データを政策課題と直結させること」、「利活用事例を PoC(実証)から実装段階へ発展させること」、「ODPO の利用者層をさらに拡大すること」の 3つの視点を推進の柱としている。期待するインパクト(政策課題の解決やビジネス創出等)について、現時点で特段の優先順位は設けていない。
9	仕様書	2. 目的及び事業概要	ODPO の活用事例のうち、効果的または横展開可能と考えられる事例およびその要素について。	事業の目的は、モデルとなる活用事例の把握であり、提案者の創意工夫により提案されたい。なお、データラボ企画・設計に係る業務の提案にあたっては、他の自治体や民間事業者、大学における先進事例、失敗例とその要因および対応策、活用促進の課題、地域課題やニーズ等を調査し、社会課題の解決がイメージできるテーマ設定を期待している。

10	仕様書	2. 目的及び事業概要	データ提供や利活用に至らない主なボトルネックに関する現状の課題認識について。	本要領の趣旨を踏まえ、利用者が直面する具体的なボトルネックの特定及びその解消に向けたアプローチについての具体的な手法についても提案されたい。
11	仕様書	2. 目的及び事業概要	事業化を見据えたロードマップ策定の提案可否および府が期待する支援範囲について。	実証後の事業化を見据えたロードマップを提案範囲に含めることを妨げるものではない。
12	仕様書	2. 目的及び事業概要	事業実現に向けた国・府の補助金等の活用による伴走支援および次フェーズへの接続に関する考え方について。	特定の補助金等への接続は、府として想定していない。
13	仕様書	2. 目的及び事業概要	本取組の位置づけ(民間事業者による新規事業創出の支援を主目的とするか、将来的な制度活用等を含む事業化検討まで想定するか)について。	本事業は、行政および民間のデータを活用して社会課題を解決するための「プロトタイプ開発やビジネス創出」を目指すとともに、その成果を将来的な「社会実装・政策活用」につなげることを目的としている。
14	仕様書	2. 目的及び事業概要	実証段階で活用可能な制度・特例や解釈運用の範囲に関する府の整理・提示の有無について。	府からあらかじめ、実証段階で活用可能な制度や特例、解釈運用等をパッケージとして整理・提示する予定はない。
15	仕様書	2. 目的及び事業概要	本取組における主軸(実証、社会実装準備、教育・人材育成等)の位置づけについて。	本事業の目的に沿って、事業の主軸をどこに置くかも含めて、提案されたい。

16	仕様書	2. 目的及び事業概要	本年度成果を踏まえた 2027 年度以降の事業展開(委託継続、共同事業化、民間主導への移行等)の想定について。	本事業は、令和 8 年度の単年度事業として公募を行うものである。令和 9 年度(2027 年度)以降の事業の継続性や実施形態のあり方等については、未定である。
17	仕様書	5.事業内容及び提案を求める事項	提供データに関する責任区分(提供可否、品質、更新頻度等)の考え方および新規データ提供の可否について。	データの品質管理や更新頻度等については、原則として各データ提供者の責任において実施されたい。本事業における新たなデータの提供については、参加者のニーズに応じたデータ保有企業への提供依頼・マッチングや、既存の ODPO 掲載データに加え、実証を通じた新たなデータの創出及び ODPO への還元の視点を含めた検討を必須としている。
18	仕様書	4.委託上限額 5.事業内容及び提案を求める事項	委託費用の費目間配分および用途制約に関する考え方について。	本事業は、委託事業であり、公募要領で求められる成果を出すための支出に制限はないが、委託契約時に府としての契約に支障が無いかを確認する予定である。また、委託費のうち、300 万円程度を参加者が利用する有償データ購入費等として確保することを必須としている。
19	仕様書	7. 委託事業の一般原則	本取組で創出された成果物の権利帰属および利用条件に関する基本的な考え方について。	府は、参加者(学生・企業)が本取組内で独自に創出したアイデア等の知的財産権については、将来的な社会実装やビジネス創出を促進する観点から、原則として当該参加者に帰属することを妨げない。なお、権利帰属の詳細な扱い(オープンソース化の可否、成果の公表範囲等)や利用条件の具体的な設定については、権利帰属の考え方をあらかじめ整理

				したものをデータラボ募集要項(募集開始時に公表)に反映し、応募者(データラボに参加申込をする者)に対して提示すること。また、具体的な権利処理のスキームについて、府は現時点で特段の制限は設けていない。
20	仕様書	8. 委託事業の運営	本取組における大阪府の主な役割および関与範囲について。	府は、委託者として事業全体の進捗管理やマネジメントに加え、ODPO への新規会員登録申請の承認手続き、および既存のデータ提供事業者の紹介(初回)等を担う。なお、受託者は、リード主体となって、委託事業に関する関係者との円滑な調整や運営を行うことを必須としている。
21	仕様書	8. 委託事業の運営	本件における大阪府と関係市町村の役割分担および調整主体の想定について。	(大阪府): 事業全体の進捗管理のほか、ODPO への新規会員登録申請の承認手続き、および既存のデータ提供事業者の紹介(初回)等を担う。 (市町村):ODPO の利活用主体であるとともに、地域課題やニーズの提供、あるいは実証フィールドとしての連携先となることが想定される。 (受託者):リード主体となって、関係市町村を含む関係者との円滑な調整や運営支援を行う。また、自治体等と連携して実証を行う際、当該自治体等の予算確保状況の確認や円滑な運営を支援する。

22	仕様書	8. 委託事業の運営	連携・協力団体との調整における受託者の裁量範囲および府の関与の考え方について。	連携・協力団体等との調整について、受託者がリード主体となり、関係者との円滑な調整や運営支援を行うことを想定している。調整にあたっての受託者の裁量の範囲や、具体的な協力体制の構築手法については、現時点で特段の制限を設けていない(受託者には、本件公募要領及び仕様書に示した条件等をふまえ、適切に業務に対応いただくこととなる)。
23	仕様書	8. 委託事業の運営	本事業終了後のコミュニティおよび活用スキームの維持・発展に関する期待する状態像について。	事業終了後のコミュニティの維持や活用スキームの具体的な状態像については、現時点で特段の条件を設けていない。なお、将来的な発展を見据えた活動ステップや、成果の横展開を可能とする仕組みの提案することを妨げない。
24	仕様書	8. 委託事業の運営	実証・検討段階における府内の部局横断的な相談・調整窓口や伴走支援体制の有無について。	府が、現時点で府庁内で部局横断的に相談・調整できる窓口等の設定はしないが、受託者は、実証・検討段階における関係部局等との具体的な調整や、参加者への伴走支援の手法を提案されたい。事業期間中に、実際に、府庁内の他部局や府内市町村等と調整を行う際には、事前に府(スマートシティ戦略部戦略企画課)に相談されたい。なお、本事業の事務局(スマートシティ戦略部戦略企画課)と受託者による定例会(隔週程度)を開催することを予定している。

25	仕様書	8. 委託事業の運営	実証・検討における市町村等との協議に際し、大阪府による本取組の認知・支援の示し方について。	本事業は、大阪府の委託事業であり、受託者は「OSAKA イノベーションデータラボ 2026(仮称)」の名称を用いて、府の委託事業であることを明示したうえで調整を行うことができる。府名義による協力依頼のあり方、共催・後援名義の活用、市町村等への働きかけ等については、発生時に検討を行う。府委託事業としての位置づけをいかに効果的に活用して関係機関の協力を引き出すかという具体的な工夫について提案されたい。
26	仕様書	8. 委託事業の運営	他企業との連携に関する府の紹介・調整・周知等の支援の可否について。	他企業の参画や連携の確保(データ提供企業のマッチングや、共催・後援団体の確保等を含む)については、受託者が、開拓・調整を行うことを想定している。ただし、受託者の求めに関わらず、府の判断で、個別に紹介・調整・周知を行う場合がある。